

鳥取空港供用規程

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規定に基づき、鳥取空港供用規程を次のとおり定める。

第一章 鳥取空港が提供するサービスの内容

（運用時間等）

第一条 鳥取空港の運用時間 14、5時間（7：00～21：30）とする。ただし、鳥取空港管理事務所長は、定期便の遅延、空港施設の工事又は地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあつては、空港の運用時間を変更することができる。

2 鳥取空港機能施設等の営業時間及び駐車場の営業時間については、別に定め、インターネットその他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

（鳥取空港の概要）

第二条 滑走路の本数（長さ×幅）

2, 000m×45m

2 単車輪荷重

滑走路 30t

3 エプロン

1 3バース（中型ジェット用3バース、双発機用3バース、
単発機用5バース、回転翼機用2バース）

4 ILS 施設の有無、数、運用カテゴリ

1式、カテゴリ I 精密進入灯火

（鳥取空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第三条 次に掲げる鳥取空港が提供するサービスの内容に関する情報については、別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つよう努める。

- 一 案内所、特別待合室その他の鳥取空港が提供するサービスに係る施設に関する情報
- 二 空港管理者等の氏名、住所及び連絡先その他の鳥取空港に関する情報
- 三 前二号に掲げるもののほか、鳥取空港が提供するサービスの内容に関する情報

第二章 サービスの利用者その他のものが遵守すべき事項の内容

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第四条 空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項に関しては、鳥取県営鳥取

空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年7月27日鳥取県条例第24号）及び、鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和42年7月28日鳥取県規則第37号）の定めるところによる。

附則

この鳥取空港供用規程は、平成24年8月1日から施行する。